

制度の整備もすすんでいます

男女という性別に縛られない社会を築いていこうと、法律や制度も整備されています。

男女共同参画社会基本法

「男は仕事」「女は家庭」といった性別からくる役割分担にとらわれず、家庭、職場、地域、学校などのあらゆる場面において、それぞれの個性と能力を發揮できる社会をめざすための法律。男女の人権の尊重 社会における制度または慣行についての配慮 政策等の立案および決定への共同参画 家庭生活における活動と他の活動の両立 国際的協調 の5本柱をかかげています。そして、行政と国民が果たさなければならぬ責任や義務も定めています。平成11年6月施行。

男女雇用機会均等法

募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇について、女性ということをも理由に、男性と差別した扱いをすることを禁止しています。また、セクシュアルハラスメントについては、事業主の配慮義務が課されています。平成11年4月から改正施行。

労働基準法

職場における男女の均等取り扱いと、女性の職域を拡大する観点から、男女雇用機会均等法の改正とあわせて見直しました。女性労働者のみを対象とした、時間外・休日労働・深夜業の規制がなくなりました。

育児・介護休業法

育児休業は、子どもを養育する労働者が、子どもが満1歳になるまで連続した期間とることができます。介護休業は、要介護状態にある家族を介護する労働者がとることができます。対象家族1人につき1回で、3か月が限度。どちらも男女を問わず、事業主に申し出ることで取得できます。また、育児や介護している労働者の深夜業を制限する措置も設けられています。



市民情報誌
「Umi daisaka Umi daddo」
市役所ロビーや公民館
などでさしあげています



男女共生ガイドブック
「ライフデザイン」



男女共生行政学習会修了生のみなさんが
移動市役所に参加。除排雪や市バス運営につ
いて、するどい質問が出されました。

ながら幸せに生きていくためには、今までの意識を変えていく必要があります。当たり前と思っていたことが、だれかの生きにくさにつながっているのかもしれない。男はたくましく、女はやさしく…。気が付かないうちに、性別で生き方や性格、行動を決めてはいませんか。それは、その人が發揮できる個性や能力を奪うことにもなってしまいます。男、女ではなくて、一人の人間として、「その人らしさ」に目を向けることが大事なのです。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正、学校でも家庭科を男女一緒に勉強するなど、社会の制度も変わってきています。

家事でも仕事でも やりたいことを

家事でも仕事でも男女を問わず、やりたい人がやりたいことを

選べればいいのですが、なかなか難しいのも現実です。まずは自分の家庭から見直してみましよう。夫婦の一方だけの負担が大きくなっている一人だけが犠牲になっていることはないかと考えることが、男女共生社会の第一歩です。夫婦や家庭にはそれぞれの形があります。何が良くて、何が悪いという決まりはありません。男性と女性がパートナーとして尊重し支え合って、自分の持っている力を發揮できる基盤を少しずつつくっていくことが、二十一世紀の大きな課題と言えるでしょう。

市も男女共生のお手伝いをしています

市では、男女共生社会の実現に向けて、市民参加型の男女フォーラムや男女共生行政学習会を開いているほか、情報誌やガイドブックも発行しています。今年度から市の審議会の委員に登用する女性

男女共生キーワード

男女共生社会
女性、男性だけでなく、高齢者・若年者・健常者・障害者の誰もが互いの個性・人権を認め合い、それぞれが主体的な生き方を選ぶことができる社会のこと。

ジェンダー
「女らしく」「男らしく」という社会的・文化的に作り上げられた性別のこと。

人材リストの作成にも取り組んでいます。

また、諮問機関である、秋田市男女共生社会に関する懇話会の提言を受け、平成八年に策定した市民行動計画「パートナーシップ・プラン」を見直し、十三年度にスタートする新しいプランを策定中です。

問い合わせ 男女共生政策室
☎(866)2141
ro-inpr@city.akita.akita.jp